

# 令和 4 年度地方独立行政法人北海道立総合研究機構の 業務実績に関する評価結果の概要

## 1 主旨

北海道では、地方独立行政法人法第 28 条第 1 項の規定に基づく地方独立行政法人北海道立総合研究機構に係る令和 4 年度の業務実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第 2 条の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会の意見を聴き実施している。

## 2 評価結果

### (1) 全体評価

令和 4 年度の業務実施状況について検証・評価を行ったところ、「Ⅳ」評価（順調に進んでいる）が 3 項目、「Ⅲ」評価（おおむね順調に進んでいる）が 1 項目、「Ⅱ」評価（やや遅れている）が 1 項目となり、総合的に勘案すると、令和 4 年度の業務実績は「おおむね順調に進んでいる」と認められる。

### (2) 項目別評価（主なもの）

#### ① 研究の推進及び成果の普及・活用（評価：Ⅲ）

- 研究の推進については、総合力を発揮して取り組む「食」、「エネルギー」、「地域」の研究分野について、分野横断的に実用化や事業化につながる研究開発を戦略的・重点的に展開するとともに、経常研究や外部資金による研究など計 634 課題を実施し、成果を得ることができた。
- 知的財産の管理・有効活用については、道総研が保有する特許権等について、北海道知的所有権センターなど知的財産の支援団体と連携するなどして、企業等への特許等の利用の促進を図るとともに、出願公表された品種について、道及び農業団体等と連携して新品種の利用の促進を図った。

#### ② 総合的な技術支援、連携の推進及び広報機能の強化（評価：Ⅳ）

- 技術相談、技術指導等の実施については、総合相談窓口や各研究本部・試験場等において道民や企業等からの様々な技術的な問い合わせや相談に対応し、関連する技術や研究成果等の情報を相談者に提供するとともに、技術指導や依頼試験、設備使用等への展開を図った。
- 外部機関との連携については、新たに研究分野別連携協定（3 件）を締結し、道総研の連携基盤の拡大を図ったほか、オンラインを活用するなどして、連携協定先との意見交換や事業実施に取り組み、事業の実施件数は数値目標を大きく上回った。

#### ③ 業務運営の改善及び効率化（評価：Ⅳ）

- 事務処理の簡素化等については、「事務改善に関するガイドライン」に沿った取組を徹底するとともに、グループウェアの各機能やビジネスチャットツールの活用、Web 会議の積極的な実施、会議資料のペーパーレス化、固定席を設けないフリーアドレスの導入など、働き方改革の取組を通じて事務処理の簡素化等に資する取組を実施した。
- 人材の確保及び育成については、業務説明会、採用説明会を実施するなど、優秀な人材確保の取組を効果的に実施し、受験申込者が前年度から増加したほか、必要な能力の向上を図る「職員研修計画」に基づく研修の実施など、優秀な人材の確保及び育成に資する取組を実施した。

#### ④ 財務内容の改善（評価：Ⅳ）

- 管理経費の節減については、「事務改善に関するガイドライン」に基づく取組を進めるとともに、小売電気事業者が実施する節電プログラム促進事業に参加するなど、管理経費の節減に取り組んだ。

#### ⑤ その他業務運営（評価：Ⅱ）

- コンプライアンスの徹底については、不祥事発生防止に向けた管理職員による職場研修の実施や、「行動のルールとモラル」、「ハラスメントの防止等に関する指針」に基づき、コンプライアンスの徹底に資する取組を積極的に実施したところであるが、「不正に入手したソフトウェアの業務利用」及び「正当な理由のない欠勤」の事例について職員の懲戒処分事案が発生した。今後も、これまでの取組の内容及び効果を詳細に分析するとともに、職場研修などの取組を繰り返し実施し、これまで以上に道民の範たる公的機関の職員であるという深い自覚と責任を持ち、職員のコンプライアンス意識の徹底に真摯に向き合い、取り組んでいく必要がある。
- 情報セキュリティ管理については、情報セキュリティポリシーに基づくシステム機器の安全確保や職員研修などを実施するとともに、個人情報及び企業情報等の流出防止やデータの保全等、適切な情報資産の管理に努めたが、職員による不正に入手したソフトウェアの業務利用の事実が発覚するという重大事案が発生した。今後は、情報資産管理システムの構築により管理体制を徹底するとともに、情報セキュリティ研修などの取組を繰り返し何度も実施するなど、二度と同じ事案が生じることのないよう情報資産管理の徹底を十分に図る必要がある。

(参考) 項目別評価一覧表

年度計画		評価項目番号	法人自己点検・評価					知事評価					
								検証					項目別評価 (VIVIII I)
			S	A	B	C	計	S	A	B	C	計	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 研究の推進及び成果の普及・活用	1-22	0	22	1	0	23	0	22	1	0	23	1 研究の推進及び成果の普及・活用 III
	2 知的財産の管理・有効活用	23											
	3 総合的な技術支援の推進	24-27											2 総合的な技術支援、連携の推進及び広報機能の強化 IV
	4 連携の推進	28-29	0	7	0	0	7	0	7	0	0	7	
	5 広報機能の強化	30											
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営の基本的事項	31											3 業務運営の改善及び効率化 IV
	2 組織体制の適切な見直し	32											
	3 業務の適切な見直し	33-34	0	6	0	0	6	0	6	0	0	6	
	4 職員の能力向上と人材の確保	35-36											
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	1 財務の基本的事項	37											4 財務内容の改善 IV
	2 多様な財源の確保	38-39											
	3 経費の効率的な執行	40-41	0	6	0	0	6	0	6	0	0	6	
	4 資産の管理	42											
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備及び活用	43-44											5 その他業務運営 II
	2 内部統制の整備	45-47											
	3 社会への貢献	48-50	0	8	2	0	10	0	8	2	0	10	
	4 情報公開	51											
	5 環境への配慮	52											

◆法人自己点検・評価基準

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項(右欄の項目以外の項目)	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上(S,Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	
B 十分に実施していない	取り組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	達成度が90%未満(B,Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
C 実施していない	取組が行われていないとき	

◆知事評価基準

評価基準	
V	特筆すべき進捗状況にある
IV	順調に進んでいる(すべてS~A)
III	おおむね順調に進んでいる(S~Aの割合が9割以上)
II	やや遅れている(S~Aの割合が9割未満)
I	重大な改善事項がある